



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社トウペ
代表者 代表取締役社長 小林 勉
(コード番号 4614)
問合せ先責任者 管理部長 加東 保
(TEL. 072-243-6411)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催の第 141 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」といいます。)から、これに対応するために、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せて他所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 株主の皆様の権利行使に関する手続きを株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 21 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 24 日

以 上

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第10条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 <u>12</u> 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>13</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>③ 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>第 <u>14</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 <u>11</u> 条 当社における株主権行使の手続き <u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>12</u> 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社の株主名簿 <u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿 <u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>